

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告が令和5年10月6日になされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、公告があった日後から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台北法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和5年10月6日から 令和6年12月28日まで (予定)	山元町山寺字川東、同字北頭無、 同字白川、同字泥沼、同字畑合、 同字浜、同字東泥沼、同字東畑合、 同字花笠、同字牛橋、同字新浜野、 同字須賀、同字西牛橋、同字川東 畑合、同字頭無、同字北泥沼、同 字矢来の各一部 山元町浅生原字砂押の各一部 山元町高瀬字笠野、同字北中須 賀、同字天王川、同字南中須賀、 同字西北谷地、同字西須賀、同字 花笠、同字笠浜、同字古谷地、同 字狐須賀、同字新浜一、同字新浜 三、同字新浜二、同字諏訪原、同 字川津戸、同字椿、同字東泉田、 同字東北谷地、同字南横堀、同字 浜砂、同字北横堀の各一部	土地改良事業

山元町坂元字久根、同字坂元浜、
同字大作、同字中島、同字中浜、
同字花立、同字茨田、同字道北、
同字芦合、同字芦田、同字磯作、
同字磯浜、同字磯北谷地、同字浦
向、同字塩釜場、同字下谷、同字
下木ノ岡、同字鎌沼、同字戸花山、
同字戸花東、同字後谷地、同字後
藤淵、同字荒井、同字三角、同字
習川、同字沼、同字新稲、同字新
赤川、同字新代、同字新大壇、同
字新田、同字新南谷地、同字新北
谷地、同字真加串、同字赤戸、同
字赤川、同字切立、同字川添、同
字浅空、同字大作堤下、同字大谷
地、同字中須賀、同字長沼下、同
字藤八、同字南谷地、同字二又、
同字蛭淵、同字浜、同字浜谷地、
同字北山神、同字北谷地、同字木
ノ下、同字柳橋、同字蓮、同字蓮
沼の各一部

(仙台法務局名取出張所管轄)